

住 号 外
平成 28 年 8 月 30 日

登録事業者 殿
(管理等受託者 殿)

宮城県保健福祉部長寿社会政策課長

宮城県土木部住宅課長

サービス付き高齢者向け住宅事業の登録の更新について（通知）

サービス付き高齢者向け住宅事業（以下「事業」という。）の登録制度については、「高齢者の居住の安定確保に関する法律」（平成13年法律第26号。以下「法」という。）の改正により、平成23年10月20日に創設されたところであり、本年10月に制度施行後5年が経過することとなります。

つきましては、登録事業者におかれましては、下記の事項にご留意の上、法の的確かつ円滑な運用が図られるよう願います。

なお、登録の更新の手続きについては、別途通知します。

記

事業の登録については、法第5条第2項の規定により、5年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失うこととなる。登録の効力を失った後も同様に事業を続けた場合、法第14条の名称の使用制限の規定に抵触するおそれがあるとともに、法第23条の老人福祉法の特例の規定が適用されなくなることから、老人福祉法第29条第1項に規定する有料老人ホームに該当するものについては、同項に基づく届出が必要となる。また、登録を要件とする国の補助金の交付を受けて整備したサービス付き高齢者向け住宅やその併設施設については、補助金の返還事由に該当することとなる。

担当：

宮城県保健福祉部長寿社会政策課 在宅・施設支援班

電 話 022-211-2549

FAX 022-211-2596

宮城県土木部住宅課 企画調査班

電 話 022-211-3256

FAX 022-211-3297